

第一編 明治の豊岡

第一章 明治維新と豊岡

第一節 豊岡藩の新政府帰属

山陰道鎮撫 近代の豊岡は、明治維新とともに夜明けを迎える。そのさきがけとなったのは、青年鎮撫使西使の廻来 園寺公望の武力進駐による新政府の山陰道制圧である。

慶応四年（一八六八〥明治元）一月四日、参議西園寺公望は山陰道鎮撫総督に任命され、山陰諸藩の鎮撫と旧幕領・旗本領の接収に当たることとなった。総督は巡行途次の諸藩に恭順誓紙の提出を求めつつ同月九日、丹波篠山藩領福住に入り出石・村岡を始め但馬・丹波諸藩の使者から帰順の誓紙を受納した。

一月十四日、総督が福知山に入ると豊岡藩は重臣木下弥八郎を翌十五日にその陣所に出頭させたが、領主が留守の場合は家老の連印で請書を提出することを命ぜられた。そこで木下は再び同月二十三日に宮津の本營に出向き、木下・勝田左次兵衛・谷口藤太夫・堀四郎右衛門の重臣四名連印で、勤王に尽力し、どのような命令にも服従するとの帰順の請書を提出した。

総督の率いる一行が豊岡に入るとの通報はすでに一月十日に豊岡に達しており、町方では本陣に光行寺を、

他に三ヶ寺を一行の宿舎に当てることとし、五〇組の夜具・火鉢などを用意して総督一行を待ち受けたが、本陣は公卿のことであるから寺院は不都合であるということになり、にわかには町家に変更したり、一行の人員も一二〇〇人という多人数と分かり、夜中に新たに宿割りをしなすなど、町中は大混雑となったという。

いよいよ二十七日四ツ（午前十時）すぎに先鋒が到着し、本陣の由利三左衛門宅、脇本陣の産物会所を始め宿所ごとに宿札を打ち廻った。

総督本隊は日暮前に久美浜から河梨峠を越え、日撫ひなどの渡しをわたって豊岡に入り、町役一同が町はずれまで出迎えに出た。総督一行は随兵四五四人・人夫一一〇〇人余・駕籠およそ七〇挺の大部隊であった。総督はご機嫌うかがいのため本陣に伺候した堀・勝田の兩名を引見して、新政府への忠誠を確認すると、早くも翌二十一日朝六ツ（午前六時）すぎには八鹿に向けて出発した。

豊岡藩では津田伝・竹島慎之助兩名に見送らせ、木下弥八郎・竹島半蔵・久保田精一らを総督に随従させた。一方、鳥取藩に谷口・堀の連名で書状を送り、隣国のよしみで、今後の情勢の対応について援助方を依頼した。変革期の小藩は、保身のため大藩に依存しなければならなかったのである。

生野代官支 幕府創業以来直轄支配されてきた生野銀山と播但地方の天領農村の接収のため、鎮撫軍参謀黒

配地の接収 田清隆の率いる薩長兵が篠山から分遣された。分遣隊は一月十四日に生野銀山に入ったが、このとき豊岡藩では藩士一〇名・銃卒十五名を派遣した。長州兵はそのまま久美浜に転進し、生野代官所支配の旧幕領は薩州兵が接収して、参謀書記折田要蔵（主税・年秀）が官軍執事に任命された。

また、京極家の享保減知後天領となった奈佐地区その他の豊岡市域村々を支配した久美浜代官所には、一月

十二日に福知山藩兵が入り、丹後・但馬両郡中惣代にあてて慶喜追討令を告示し、同十五日には生野から転進してきた長州兵が本願寺に入って、ここを官軍陣営とした。翌十六日、長州隊長岩佐清三郎と柴捨藏（北垣晋太郎・国道）が、久美浜官軍執事名で町村惣代を召集し、当支配諸郡村百姓あて達書を伝え、年貢石代銀納値段の算定基準を豊岡御蔵米十月値段の四割二分安から、天保期の四割五分安に引下げを申渡した。ちなみに、この石代銀納値段の引下げは同年秋十月、久美浜役所が惣代一同を呼出して取消したため、領民の不信感を買う始末となった。

同月二十日、小笠原美濃介恒利の率いる鎮撫軍が久美浜に入り、官軍出張所がおかれた。二月四日付で、総督は折田に但馬取締生野村々支配を、小笠原に丹州久美浜元代官支配をそれぞれ命じた。

その後、生野は二月二十九日に府中と改称され、四月十九日には府中裁判所が設置されて、総督に西園寺が任命され、府中判事折田が引続き管地を支配した。慶応四年閏四月の『政体書』によって、府中裁判所は久美浜県に併合されることとなり、同月二十八日徴士伊王野次郎左衛門（坦）が久美浜県知事に任命され、五月二十四日着任した。

藩主の新 豊岡藩主京極高厚は、かねて文久三年（一八六三）冬に参府の途次、朝廷に表敬することを志し、**政府出仕** していたが果たさず、翌四年三月ようやく孝明天皇に拝謁して、天盃を拝受していた。

しかし、慶応三年十二月になって朝廷と幕府の間が険悪となると、江戸在府中の高厚は、朝廷からの上京の命を受けたが去就に迷い、持病のため長途の旅行に耐え得ぬと称して動かず、十二月二十五日に朝廷から再度上京の督促を受けた。

このため、やむなく翌四年一月十日に江戸を出発して上京することとしたが、折しも鳥羽伏見の戦で京都は大混乱との注進があったため出発を延期した。

しかし、一月十四日にはまたまた桂御所警衛のため、藩兵を率い上京するよう朝廷から命ぜられた。

このため高厚は、昨年冬以来再三再四の勅命があり、このうえ上京しない場合は違勅の罪を犯すこととなるので一たん上京して及ばずながら朝廷と幕府の間に立って周旋につとめたいと、一月十五日幕閣に伺書を提出し、その許可を得てようやく同月十九日江戸を出発した。

高厚は二月四日京都靈山正法寺に入り、七日参内したところ、太政官代から「徳川慶喜以下の賊徒が江戸に逃れ、暴逆を恣はまにしているので、御親征の軍旅の用意をし、御沙汰の有り次第馳集るよう」との命を受けた。このため高厚はやむなく慶応四年二月五日朝廷に請書を提出し、ここに豊岡藩主も新政府の傘下に入ることとなった。

一たび態度を明らかにした以上、も早後には引けなくなり、高厚は二月二十一日に東征軍への従軍の願書を提出した。時流に乗遅れまいとする小藩のあせりであったらうか。

四月八日に柴捨蔵が入京したとき、豊岡藩は同人に御肴料一〇〇〇匹を贈っている。かつて文久三年（一八六三）の「生野義拳」のとき、賊徒の首魁として追討した捨蔵に、保身のためとはいいながら、掌を返すように新政府への取りなしを依頼しているわけである。

桂御所 慶応四年一月十四日に京都留守居役窪田逸作が太政官代から呼び出され、桂御所の警衛を命ぜられた豊岡藩では、早速司令官三名・属吏四名・銃卒四〇名・鼓手一名に小銃二二丁、一丁に

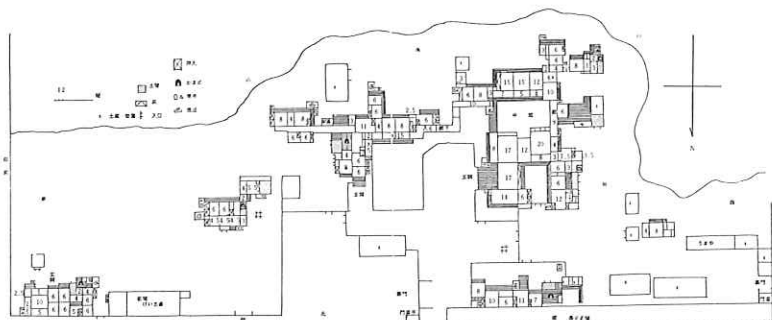


図1 豊岡藩邸図

つき弾薬一〇〇発ずつを添えて差出した。ところが、またまた英・仏・蘭公使の入朝の護衛のため、二月二十八日から英国公使住宿の知恩院の警備と市内巡察を命ぜられ、和田垣大記・喜多村協が取締として取締心得と同添役各二名・伍長十一名・銃卒十三名の計三〇名が出役することとなり藩には二重の負担となった。このため、四月十四日に在京諸藩兵は二五名ないし一〇〇名を残し、その余は帰郷することが布告されると、豊岡藩は同月十九日に弁事に願書を提出して、桂御所警衛の他に市内警衛にまで藩兵を滞京させることは領内の警備が手薄になるとして、藩兵二五名の内で桂御所警衛と市中警衛を兼ねさせてほしいと願い出て結局、西山栄ら五名と銃卒二〇名のみの駐留を認められた。そして八月二十四日には桂御所警衛も免ぜられたので、京都警衛に兵卒十六名と隊長ら付属の役人のみを残し、残余は帰郷を許された。藩兵の京都駐留が全く免除され、帰藩を許されたのは翌明治二年二月十八日のことであった。

藩政改革と 慶応四年二月五日、豊岡藩は外事総裁に猪子左家太（一清・

藩治職制 清）・同補介に舟木克己・内事掛に石東一学と田村源之進を

任命し、続いて三月二十七日付で大目付岩崎豊太夫（豊）を貢士に任命し、

知高三〇石を加増して御用人役に抜擢し、出京中の役料十五俵と若党一人

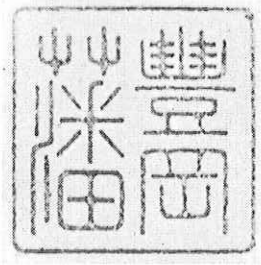
表1 階級と職制

階級	相当職	新官職
上士	1 家老	執政
	2 加判	
	3 中老	
	4 用人	參政
中士	1 番頭	家知事・文武方・侍衛長・營繕方
	2 物頭	卒長・学校管事・監察・掌馬
	3 奏者番	内知事・軍器方・民政方・侍衛
	4 給人	公用人・将命方・会計方・内給事
下士	1 大扨従	倉裏方・庶務方
	2 役扨従	出納方・軍器方副役
	3 徒小頭	租税方
	4 徒役人	掌膳
	5 徒士 徒小役人	筆生
無等	議事役・楮幣局參事、從事・学長・商法局管事、從事、從事副役・句読司・惠義局管事、從事・史生・書記容儀司・歩砲及び槍劍教授、助教	
他の官員と列座するとき、階級の順次に坐位に就く。		

表2 新設・廃止・兼務の職制 ()内は旧職名

新設職制	議政局執政・民政局執政・楮幣局管事・商法局管事・史生・書記
廃止職制	軍制掛・郡寺社奉行・留守居・膳番・徒馬支配・宗門奉行・勘定吟味役・小納戸役・書役・扶持方奉行・作事道橋疊奉行・徒小頭・茶堂役・徒目付・製造方取締・製造方用掛・教諭方・郡方下役
兼務	文武局執政(軍制掛)・侍衛長(膳番・小納戸)・民政局執政(宗門奉行)・監察(勘定吟味役)・軍器方(器械製造方)・惠義局(教諭方)・筆生(書役)・掌膳(茶堂)

表1・2とも、明治2年2月「ご布告」による。



写1 豊岡藩印

また、政府が二月五日『議事所法則案』を頒布し、府藩県に議事所を設置させて、広く公議世論を採らせることを命じたので、四月、藩主が京都から帰藩すると豊岡藩でも議政局(のち議事堂)を設置し、新に議事役を置いて猪子左家太を年寄上席兼御側役に、舟木克己を御側中老役に任命した。ただし豊岡藩では幕末混乱期を通じて藩論の分裂を見ることなく上士層の指導性が貫かれたを与えた。

表3 職制

局	官				職	
	執政	公議人	公用人	議事役		
議政局	執政	公議人	公用人	議事役		
施令局	執政	參政	將命方 (取察付) 監目	史生 書記	筆生 (右務方) 庶務方 (會所役)	
會計局	執政	參政	會計方 (勘定頭)	營膳方 (普請奉行)	倉稟方 (代官)	出納方 (大納戸役)
楮幣局(札場)			管事	從事 (札場奉行)		
商法局(産物會所)			管事	從事 (産物奉行)	同副役	
文武局	執政	參政	卒長 (物頭)	文武方		
稽古堂			管事 (学校奉行)	学長	句読司	容儀司
軍務局			隊長	分隊長	鼓吹方	槍劍教授
			小隊長	補備役	歩・砲兵教授	同助教
			半隊長	輜重方	同助教	
軍器局			軍器方 (武器方)	同副役 (武器方副役)	掌馬 (馬方)	
民政局	執政	參政	民政方 (兼刑法方) (郡方副役)	租稅方 (免奉行)	[兼庶務]	
刑法局						
惠義局(惠義館)			管事 (頭取)	從事 (用掛)		
内家	家知事 (側役)		侍衛長 (近習役)	侍衛 (扈從)	掌膳 (賄)	侍衛副役 (次詰)
			内知事 (奥家老)	内給事 (御附)	掌閣 (錠口番)	

- 注. 1. 執政・參政・公議人・公用人は定員各1。
 2. ()内は旧職名
 3. 會計局以下は、執政に人を得ないときは參政が兼任する。
 4. 執政・參政は旧來の1ヶ月交代を廃し、分職専任とする。

ため、新政権下でも藩政担当者の交替を必要とせず、当初は新政府の公議方針に沿う措置程度で藩政路線に大きな変化はなかったものと考えられる。

ところが明治元年十月二十八日、新政府は『藩治職制』を定め、従来の家老などを廃止し、諸藩に画一的制度として執政・参政・公議人・家知事の設置を命じた。

執政は、朝命を奉じ藩主を助けて藩の紀綱・政治を掌る最重職、参政は藩政に参与して庶政を掌るもので、いずれも世襲を排し、門閥に拘らず有為の人材を登用せよというものであった。また、執政・参政から選出される公議人は、藩論を代表して中央政府の召集する公議所（のち集議院）の議員となるもので、藩治と藩論に指導的役割を担う要職である。なお、家知事は藩主家の内事を司り、藩治には関与させないこととなっていた。豊岡藩では、この藩治職制にもとづき、翌明治二年二月一日布告を發し、家老以下御徒士・小役人に至るまでの呼称・職制・職名・階級を大改正した。

職制は議政・施令・司計・文武・民政の五局制とし、藩士は上士（四階等）・中士（四階等）・下士（五階等）の十三の階等に当てた。そして、父の階級に拘らず家督相続のときは、累代重職の家柄は知高六〇石以上・四等中士以上、先祖重職の家筋は知高三〇石以上・一等下士以上として、従来の門閥重視の任用を改めた（表1・2・3）。

この結果、累代重職の家柄であったが、久しく絶家となっていた石東一学や前波孝之丞・伊庭庄蔵らは一等下士にとどめられたものの、藩政担当の要職執政には猪子清・西山久左衛門・舟木克己・田村源之進の元家老四名が任命されており、この時点でも豊岡藩の場合、門閥排除・人材登用は必ずしも貫徹されていない。

摂津丸の 明治元年十一月六日夜、瀬戸村では突如、人足三五人を繰出した。官軍の軍艦摂津丸が田結村入港修理 前に着岸したとの津居山からの急報によるものであった。翌七日も人足五〇人、同夜は夜通し

四〇人が出役した。大浪のため津居山港に入港することができず、軍艦の警備に津居山・瀬戸・田結の三ヶ浦から人足が徴発されたものである。

そして十日には、久美浜県役所から豊岡町民に対して「摂津丸がしばらく小島村に滞留するので、船中から豊岡表に買物などに出向いたときは、市中疎略なく取扱うように」との触れが廻された。

摂津丸は大砲四門を備える米国製洋式軍艦で、北陸路の戦闘で越後藩の砲撃を受け、左舷と中櫓を破損したため、修復のため寄港したものである。

修理には以降翌年一月五日の出港までの二ヶ月間の日数と、銀一三七五貫の費用を要したといい、津居山村は十二月五日から人足二五人を差出したのを始め、城崎・気多・二方の各郡村々も資材・食糧の調達に尽力した。なお修理料を辞退した瀬戸村太郎兵衛に二三兩一分を始め、十五名に総額一二兩一分が久美浜県から心付として下賜された。

第二節 転換期の豊岡藩政

版籍奉還

明治二年二月十三日、豊岡藩主京極高厚は薩長土肥を始めとする諸藩の先例にならい版籍の奉還を政府に上表、三月二十八日豊岡を発して四月十四日に京都に着いた。政府は六月二十日公



写2 舟木克己の豊岡藩権大参事任命辞令

卿諸侯を廃し、改めて華族と称することを示すとともに、但馬諸藩の版籍奉還の願いを容れて六月二十一日に京極高厚を豊岡藩知事に任命して朱璽しゆい（天皇の朱印の押された辞令）を下賜した。

続いて政府は同月二十五日、藩知事に諸務変革を達して、藩高・戸口などの藩状報告を求めるとともに、藩知事及び藩士の家禄の制を定めた。これによって藩の石高は現物物成ものぶな総高の収納五ヶ年平均とされ、その一〇分の一を以て知事家禄と定め、公解費（藩庁費）と分離した。

この結果、代々封建領主として藩内に君臨してきた藩主京極氏は、新政府の地方官に身分が変わったが、藩庁は九月八日に藩士一同に対し在来通り君臣の礼をとることを命じており、実質的变化はなかった。

政府は同年七月八日『職員令』を発し、藩の執政・参政を廃止して新に正・権の大・少参事を置くこととし、同月十七日には全国二七地方に藩の組合を定めさせ、大藩を触頭として政令の伝達に当たらせた。また八月には府藩県の刑政について流刑以上は刑部省に稟申し、斬以上の処刑は天裁を仰ぐことと定めるなど、藩政に対する統制の強化を進めた。

これにより豊岡藩では十一月二日、猪子清を大参事、田村達道（源之進）・岩崎豊を権大参事、舟木直養（克己）を少参事に任命し、施政の方針を藩内に示した。舟木直養の日記『日慎録』には十一月二十二日に舟木克己・西山久左衛門らが権大参事に任命されたとあるから、追加人事があったのであろう。

豊岡藩では十二月二十九日、再度職制を改正し、従来の議政・施令両局を廃止して新に政事堂を設置、その職員構成を大参事（一名）・権大参事（二名。一名は施令、一名は公議を司る）・公用人・議員（旧議事役）・謁者（旧将命方）・監察・史生・書記・筆生・庶務方とした。

また執政・参政の呼称も廃止し、民政・会計・文武の三局の執政の職掌を権大参事に担当させ、藩知事の内事を掌る職制も家令（家知事に相当）・家扶・家従に改めた。

岩崎豊の 郡県制論 豊岡藩から出た貢士岩崎豊は、その後公議所の公議人となり、明治二年四月の国体の儀に就いての下問に対し郡県制論を述べている。

当時の封建・郡県相半ばする政体を将来どう統一すべきかに就いて「天下終ニ郡県ノ制ニ帰セザルベカラザル也」とするもので、その理由は、同年春の版籍奉還は「天下郡県の制に帰することを請うがため、これより聖徳が普く天下に布かれ、皇威が群牧に及ぶこととなった」ことをあげ、かつ郡県制施行のときの必須の措置として「学政を修め教化を明らかにして、人民に充分教育を施して後に実施するのがよい」としている。

岩崎はこの意見を以って藩論とするよう、豊岡の藩庁にも書き送っている。

この諮問は、封建制論主張が一三藩であったのに対し、郡県制論主張は一〇二藩と少数派に属した。郡県制主張は豊岡藩首脳部の趨勢把握の適確性・先見性によるものともいえようが、下問四ヶ条中第三条の封建制施行の場合の必要措置として、全国諸大名には大は一〇〇万石から小は一萬石と藩の規模に差が大きいから、版籍奉還を契機に大・中藩は封土を削り、小藩は数十藩併合させ、一〇万・二〇万あるいは三〇万・四〇万程度の規模に統合すれば諸大名の封土が均等化し、兵力を均衡して相互牽制により皇室中心の政治が可能となる

表4 久美浜県官職俸給表

等級	俸給	職制	人員
7等	340石	權知事	1
9等	200石	大參事	1
12等	63石	大屬	3
13等	50石	權大屬	5
14等	33石	少屬	6
15等	26石	權少屬	6
16等	20石	權少生	1
1等	15石	史	4
2等	12石		11
3等			2
その他			2
計			40

注. 「足立家文書」「久美浜県官員録」「領主御代々治世年数記録」

としてゐる。その心底には一万五〇〇〇石の小藩を少しでも有利にとの意図があつたことがわかる。

久美浜県設置と

三丹執政会議

現豊岡市域の半分は、旧幕府時代は久美浜代官所支配の天領であつたが、明治維新によつて慶

應四年四月久美浜県の管轄となつた。翌五月、久美浜県は旧代官領六万七千七百四十石余から生野代官領及び但馬・丹波の元旗本知行を加え、但馬の四〇八ヶ村八万八千三百四十石余を始め丹波・丹後・

播磨・美作の五ヶ国八二六ヶ村二三万〇七二六石余を管轄する大県となつた。

久美浜県権知事には、鳥取藩士伊王野次郎左衛門が慶応四年閏四月二十八日付で任命された。

明治二年八月十日、久美浜県管地のうち但馬・播磨の村々を割いて生野県が設置された。三年十一月十七日、伊王野の後任に生野県知事井田謙（五藏。大垣藩士）が久美浜県知事に任命され、井田が同年十二月九日長崎県知事に転出のあとは松本藩士小松彰が権知事に任命され、生野県権知事を兼ねた。

久美浜県の県庁機構と職員数は、明治二年から四年ごろのものと思われる『久美浜県官員録』（『足立家文書』）によれば、租税八・出納五・簿書三・用度二・庶務二・公用一・伝達二・布告一・駅通一・鑑札一・聴訟二・鞠獄七・監察一・土木五・社寺一・京師出張二・馬路出張四・炭会所詰一（兼任を含む）の係からなり、△表4▽に示すような等級構成で職員総数は四〇名となっている。

久美浜県職員には地元各藩の藩士も任用されたようである。明治元年九月には租税方に出石藩士草川源右衛門・

奥田勘右衛門、豊岡藩士尾藤多次兵衛・下村彦総が任命されている。このうち奥田は翌二年、久美浜県少属に昇進したが、四年四月二十二日に減員のため免職となっている。

久美浜県庁舎は、旧久美浜代官所陣屋を中心に七〇〇〇坪の敷地に建坪二五〇坪の和風木造庁舎が、明治三年五月五日新築された。県庁所在地となった久美浜には県内各地から人々が集住するようになり、『久美浜町史』によれば旅宿も十六軒から二〇軒にふえたという。

久美浜県では明治元年十月、商法会所が開設され、商法御用掛には与謝郡岩滝村の千賀亮輔の頭取を始め、近隣諸藩の有力農商民八、九〇人が任命され、諸商の統轄に当たった。また商業振興のため二貫文・一貫文・



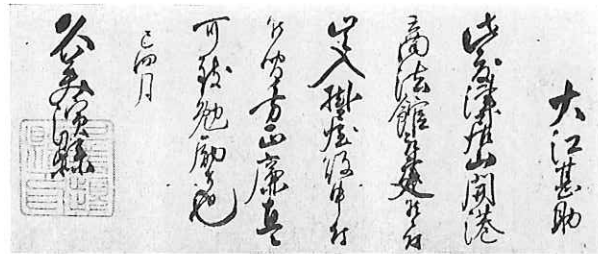
写4 久美浜県庁舎
(後に改置豊岡県
庁舎) 棟札
(久美浜町・
岩田林太郎氏提供)



写3 久美浜県商
法会所の錢札

五〇〇文・二〇〇文・一〇〇文・五〇文・三二文・八文・四文の九種の久美浜県錢札を發行して、貸付業務を開始した。

田結村の百姓代善兵衛が鯛網買入れのため明治二年六月四日に二〇〇両を、翌三年正月には同村庄屋仁左衛門が新潟表からの米買入れのため四〇〇両を拝借したし、出石組商法御用掛の平尾源太夫は養蚕手当として三〇〇〇両の貸付を受け、養蚕農家に融資している。商法会所御用掛は明治二年



写5 久美浜県の津居山開港に際し建設した商法館
出入掛屋役辞令 (明治2年)

七月に廃止され、錢札は四年三月通用停止となり、正金札と交換されることとなったが、このときの錢札発行総額は一万〇九二九円六〇錢にも達した。しかも引換準備金もなく発行されていたため、久美浜県は財政的に行詰まりを来たし、このため権知事伊王野は免官となった。

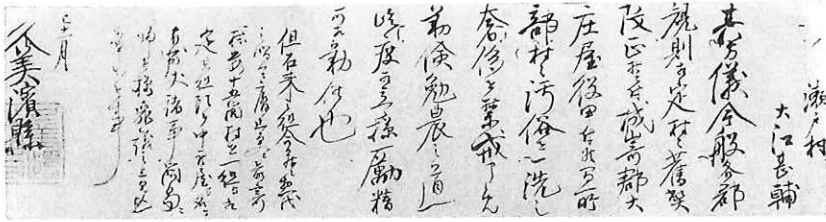
二年三月久美浜県によって、府藩県三治制による地方行政の不統一を正し、三丹の施政の公平を図る目的で三丹執政会議が提唱され、同月二十五日久美浜西方寺で開催されて、三丹十三藩からそれぞれ執政・参政・民政方二、四名が出席した。

初回は『久美浜集会規則』を定め、二・五・八・十一月の年四回の会合を決定したほか、刑罰の量刑や宿駅賃錢の統一を決めた。

豊岡藩からは文武局執政舟木克己・民政局会計商法管事兼帯古島武輔・同社寺刑法担当久保田周助(周輔)が出席している。

第二回会議は五月二日に西方寺で開かれ、会議席次を定め、神仏混交に対する措置・牛博勞鑑札・凶荒予防策・小学校設立などが、八月一日からの第三回会議では宿駅賃錢の協定や商社結成について協議され、封建的地方行政の欠陥の是正が徐々に進められていった。

相づく社会
不安と不穩
大変革にゆれる明治初年は、また凶作によって社会不安が一層助長された。
すでに明治元年四月には市中の米価が従来の上白米一升五匁八分から十五匁三分八厘に、中白



写6 久美浜県の城崎郡大庄屋辞令（明治2年）

米は五匁四分が十四匁七分、下白米五匁が十四匁八厘にと暴騰していたが、この年の秋も近来稀な凶作であったため翌二年七月の端境期には一層騰貴し、領内貧民の窮乏は甚しいものとなった。藩庁は備荒貯銀一〇貫目で救恤を行ない、町方でも藩外から安米の買入で貧民の救済を計ったが、これをめぐり九月八日佐川義右衛門が因州米一〇〇石の買入で疑惑ありとして取調べを受けて、追込みを命ぜられ、五町上座・札幌産物元方・夫食方筆頭の三人が入牢を命ぜられている。久美浜県でも福井藩預所の貢租米八六五一石八斗五升で窮民に一時貸付けを行なった。

明治二年も土用前から気候不順で、雨天続きの冷夏となり、虫付・青枯で凶作となった。奈佐谷もよりの村々では前年からの引続く凶作に、もはや手当ても行届かず、夫食の足しに木の実・草の根すら旧冬から掘りつくしたといわれている。

このため翌三年二月、米価はついに石当たり銀一貫五〇〇匁から二貫目にも達した。藩知事は家禄の半額を割くとともに、大参事以下の藩士にも家禄一〇分の四の一ヶ年借上げを命じて資金とし、他国米の買入で安米払下げを計った。この計画は十月八日、兵庫港からの廻米を積んだ船が二方郡芦屋浦で颶風のため難破し、三〇〇石の積荷を失うという不幸もあったが、藩庁設置の周窮所では極難者に一人一日三合の安米払下げが行なわれ、来迎寺境内で一人一日米一合ずつの粥施行を行なっている。久美浜県でも大江甚助の三〇〇両を始め、窮民扶助の醸金によって難渋



写7 明治3年の飢饉にあたり窮民扶助に30兩を寄附した赤石村忠右衛門に対する久美浜県の表彰状

一人一合の米を下付したり、越前米の払下げを行なっている。

円山川の氾濫も毎年被害をもたらしていたが、明治四年五月には堤防・道路の決潰によって藩高一万五八〇〇石中六四〇〇石余の田地が水没し、七月の出穂期の出水では水没田地の稲は水腐くされとなった。そして、十月にはまたまた一万一三六〇石余の田畑に水入被害を出した。この年、豊岡町民中窮民は六四五人を数えた。こうした社会不安はまた、但馬各地に不穏事態を続発させることとなった。

慶応四年（明治元）には、気多郡西下谷にしじのげに暴動が起きた。六月二十八日、久美浜代官からの飛報によって、豊岡藩では瀬藤一之丞・古島玄三らに命じて京口を守備させるとともに、久美浜代官の要請に応じて木下八郎太夫・東郷弥太郎らに兵を率いて出張させ、九日市に駐留させたが、暴動は翌二十九日夜に鎮静したので撤兵した。

二年三月には、天領から篠山藩領に所管替えとなったことの不満から朝来郡で愁訴があり、八月十四日には但馬七郡惣代庄屋が連印で石代銀納値段の引下げを

歎願している。

既述のように、慶応三年まで石代銀納値段は豊岡御蔵米十月値段の四割二分安に定例増銀を加え上納してきたが、慶応四年春の鎮撫総督廻來のときに、付添執事から天保期の四割五分安に引下げると申渡され、一同大喜びしたのに、同年十月になって惣代一同が呼出されて前々年の四割二分安に戻すことを申渡され「案外之義

故、人氣不穩の状態」となった。明治二年春には銀納値段が豊岡値段の十月・十一月平均相場に変更され、加えてこの年の凶作から百姓の困窮は甚しく、慶応四年の安石代に戻して欲しいというものであった。

同月二十四日、下浦辺・石山辺・大浜・奈佐谷など久美浜代官領村々に廻文があり、不穩の形勢があった。強訴の徒党が豊岡にも押寄せるとの気配に表筋の大家では大いに心配し、丹後屋庄三郎宅では諸帳面・諸道具・仏壇を取片付けるなど大騒ぎをしたが、幸い噂だけで何事もなく終わった。翌二十五日、豊岡藩役人によって廻文元は逮捕され、城崎郡来日村の貧農市左衛門・庄助・権兵衛・多市郎・太郎太夫の五名が入牢となった。入牢の五名は九月二十九日、隣郷今津村・簸磯村の庄屋・組頭惣代、上山村庄屋らが連名で詫状を提出したため、翌十月出牢、村預けとなった。また、同年秋には久美浜県支配の城崎・気多・二方・美含四郡惣代庄屋が、租税延納を求めて愁訴を行なっている。

職制改革

既述のように、二年七月八日の『職員令』によって府県判事や藩の執政・参政の職を廃止し、府藩県ともに正・権の大参事・少参事をおくこととなった。

これによって執政の猪子清が大参事に、参政の西山久左衛門・舟木克己・田村源之進・勝田佐が権大参事に、公用人・文武方が少参事・権少参事に当てられた。しかし、翌三年四月十五日の藩庁布告によれば、職制改正につき、大参事・権大参事は辞表を提出させられ、西山・勝田の両権大参事は「不_レ及_ニ出仕」とされ、その他は辞職を差留られている。なお、この布告によって、恵義局は廃止されて司民局に合併され、商法局は商法所、御作事は営繕所と改称された。

明治三年九月十日の太政官布告で、従来の草高による諸規定の規準が物成高に改められるとともに、十五万

表5 職制 明治3年4月「職制」「藩士班簿」による。実際は欠員のところが多い。

官 等 ・ 官 職 (内)は兼務									
等級	1等	2	3	4	5	6	7	8	9
職俸	23石	17	10	9	5	4	3	2	1
藩 庁	大参事	権大参事 (公議)	少参事	権少参事	大 属 (議員)	権大属	少 属 (史生)	権少属	史 生
司民局			少参事	権少参事	大 属	権大属	少 属	権少属	
司計局			少参事	権少参事	大 属	権大属	少 属	権少属	
司兵局		権大参事 (隊長)	少隊長	権少隊長	半隊長 (教授・助教)	分隊長 (教授・助教)	輜重司	補備員	伍 長
稽古堂			少参事	権少参事	大 属 (学長)	権大属	少 属	権少属 (司儀司 容儀司)	
内 家					家 令	家 扶			家 従

表6 職制 明治3年12月2日「職制」による。

官 等 ・ 官 職										
等級	1等	2	3	4	5	6	7	8		
職俸	25石	22	17	13	12	8	6	5	4	
(注)	大参事	権大参事	少参事	大 属	権大属 半隊長	少 属 分隊長 家 令 家 扶	権少属 輜重司	史 生 庁 掌	伍 長 家 従	
旧相当級	上 士			中 士				下 士		
	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2

注. 1. 局は廃され庁事、会計、刑法、公務、伝達、軍務各所名が出現するが、配属等詳細は不明。
2. 議員、文武教授、助教らは無等。

石以上は大藩、五万石以上は中藩、それ未満は小藩とされ、それに相応する職制・定員・家禄が定められた。

これによって豊岡藩では、藩庁から弁官あての届書写(「猪子家文書」)によれば新に職俸として知事六〇石、大参事猪子清二五石、権大参事田村源之進・岩崎豊二二石、少参事(欠員)十七石、大属勝田亮介・古島良平・岡毅十三石、以下権大属(欠員)十二石、少属三名が各八石、権少属四名各六石、史生六名(内三名兼庁掌)各五石、武官は半隊長の木下弥八郎が十二石、分隊長和田垣譲八石、郷導二名五石、

表7 豊岡藩御取稼高

年代	西暦	取稼高A	取稼高B	
安政元	1854	5854.5403 ^石		
	2	1855	6753.13772	
	∴			
文久元	1861	7170.7255		
	2	1862	6769.2504	
	3	1863	6263.40476	6100.93371 ^石
元治元	1864	5768.30176	5605.88176	
慶応元	1865	6910.43546	6747.98446	
	2	1866	?	2851.80646
	3	1867	6871.1151	6708.69516
明治元	1868	3927.16416	3764.71316	
	2	1869	4643.9730	?
	3	1870	4522.04887	4353.16087
	4	1871		2912.38887

注 取稼Aは猪子一清『日慎録』、取稼Bは『豊岡藩庁文書』『支配地租税取調帳』による。

的な姿が見られる。

田垣讓・永野熙・喜多村協・西山薫・久保田周助・高階守人らが五等にと、固有席次より職等席次では抜擢されていいて、ある程度の人材登用が見られるものの、固有席次首位の猪子清は職等席次でも一等であり、これに続く固有席次の西山久左衛門・舟木克己・田村源之進・岩崎豊・勝田亮介・京極武(千里)らは二等に据えられているといえる。中下土層の進出の著しかった尼崎藩などとは対照

伍長二名四石で、文校教官は教授の下村彦惣・久保田精一が八石、助教二名が五石と四石となった。明治三年十二月二日、卒の職俸は五石四人・四石九人・三石七人で、残る六八人は二石五斗を支給されている(表6)。なお家禄は藩主一門の京極千里に五〇石、猪子・舟木ら一〇名の上士が二〇石、以下十五石が二二人、十二石五二人、嫡子七人四口糧、医員二人が三口糧と二口糧、卒は三石となっている。

また従来藩士の固有席次に代わり、新たに職等席次が藩士序列として設けられることとなり、新職制は公選によって任命することとしたため、これによって降格となったり、卑官の者が抜擢されて上司に位する場合が起こっても決して不平・異議をはさまず、上司の指揮に従うことを藩士一同にさとした。

表8 明治2年雑税内訳 (豊岡藩文書『支配地租税取調帳』による)

税目	米高	税目	銭高
綿 役	石 71.214	桑役口銭共	買 366.051
山 役	61.8258	鮭 網 役	買 6
請所定成	7.653	荒芋役口銭共	23.173
柿 役	1.28	九日上ノ町村藪運上	1
海 役	0.11	入会山手役	12.051
川 役	8.089	留山下草刈運上	3.090
紙 役	0.484	瓦師運上	18
楮 役	5.2851	同土取運上	10
刈 畑 役	0.6215	川船運上	12.900
茶 役	6.8806	市中米端売運上	23.400
網 役	0.5	同塩店運上	4.500
備後衆山請所	0.01	肴問屋運上	43.860
見 取 畑	0.015	炭竈運上	2
(以上十三箇条) 口米	4.919	津居山屋清兵衛船運上	16
魚中買運上	17	畷投網運上	10
請所新田成米	32.08	(1ヶ年大柳行李6万・小 柳行李6万凡出来高運上)	1511.100
字染屋河原寄洲冥加米	2.1		
計	石 220.067	計	買 2063.927

減したため財政逼迫は甚しく、藩士に対する禄米借上げも五ヶ年の延長を余儀なくされた(表7)。

このため豊岡藩では新政府の会計官に歎願して、太政官金札五〇〇〇両を拝借したが、なお不足し、明治二

なお、明治三年二月二十日の『常備兵編成規則』では各藩の石高一万石につき一小隊六〇名、十八歳から三七歳の士卒を兵隊にあてたが、それ以外の新規取立が禁止された。豊岡藩では常備兵を半隊三〇名としたから、同年の卒一〇八人の大半はこれによって兵籍からはみ出し、やがて失職のやむなきに至る。

明治初年 豊岡藩の藩財政は『上巻』ですでの藩財政 に見てきたように、享保減知以降

幕末にかけて莫大な借財に苦しみ、維新直前には窮乏の極に達していた。しかも、藩の貢租収入は文久元年(一八六一)以外はすべて平年作の取稼七三三〇石を大きく下回っていて、慶応二年(一八六六)は重なる出水と雹災で例年の半額にも達せず、翌々明治元年もまた取稼は半

表9 豊岡藩士人数・俸禄表

年度 身分	人数				
	嘉永1	慶応2	明治2	明治3	明治4
士分	103 ^人	107	107	99	94
その他	347+ α	224	?	178+ α	107+ α
計	450+ α	331	107+ α	277+ α	201+ α
俸 禄 等					
俸禄高	3,273 ^石	3,688	2,283	1,752	1,583
扶持数	606+ α (儲)	469(少)	10+ α (儲)	405+ α (少)	21
給 俵	2,823+ α (儲)	185(少)	?	170+ α (儲)	?
金(両・分)	91.2+ α	64.3	?	?	?
白銀(枚)	29+ α	12	?	?	?

史料 『中江種造伝』・舟木家文書・小林家文書・その他

- 注 1. 史料不備のため、全欄を確実に埋めることはできない。
 2. 嘉永1年・慶応2年の俸禄高は四分掛けで実石数を算出しなければならないものを含んでいる。実石数は慶応2年の場合で2,093石である。
 3. 扶持あるいは口糧は1日5合、1年で約1石8斗である。

表10 明治4年豊岡藩庁予算試表

収 入		
項	額	備 考
正 租	5,135 ^石 ・1562	5ヶ年平均
雑 租	245,7523	々
計	5,381,5685	
支 出		
項	額	備 考
知事家禄	538 ^石 ・1568	総収入の $\frac{1}{10}$
海陸軍資	484,3411	残額の $\frac{1}{10}$
士族官禄	326	
士族定禄 卒 給 禄	1,830.41	
公廨入費	2,202,6605	
計	5,381,5685	

- 注 1. 収入の「5ヶ年」は元治元年～明治元年
 2. 猪子一清『辛未日録』による。

年二月十日豊岡藩領知高相当の追加金の拝借を願
 い出ている。

明治二年の猪子清の『日慎録』では、過去五ヶ
 年の正租収入は平均五三五六石であって、特別凶
 作の慶応二年を除外した文久三年からの五ヶ年の
 平均正租高をとっても五七八六石弱にすぎず、諸
 種の雑税収入二二〇石弱と錢二〇六一貫余を加え
 て、ようやく六〇三二石である(表7・8)。

三年の藩制では、藩財政の支出費目の比率を一
 定し、物成総高から一〇分の一を知事家禄に、そ
 の残高の一〇分の一を海陸軍費(うち半額は海軍
 費として政府に上納。半額は藩常備兵経費)に差
 引き、残高から士族・卒の家禄と公廨費が支出さ
 れることとなり、『支出費目配分規定』により会
 計年度ごとに歳入出明細書を政府に提出して監査
 を受けることとなった(表9・10)。

ところで、豊岡藩の藩札発行も幕末には逐年莫

表11 文久2年以降の藩札発行高

発行年月	種 類	発 行 高
文久2年3月	5匁札・3分札	132 ^貫
元治元年12月	10匁札・5匁札	93,845 ^貫 _匁
慶応2年5月	5厘札	7 ^貫
6月	10匁札・20匁札	301 ^貫
慶応4年8月	3貫文切手・2貫文切手・1貫文切手	24,000 ^{貫文}
9月	1貫文切手・500文切手	20,000 ^{貫文}

注 猪子一清『辛未日録』明治4年2月15日の条による。

表12 豊岡藩藩札明細

種 類	発 行 高	種 類	発 行 高
銀10匁札	616,500 ^貫 _匁	錢3貫文札	126,825 ^{貫文}
◇5匁札	515,600	◇2 "	106,042
◇1匁札	427,420	◇1 "	46,206
◇5分札	102,600	◇500文札	48,327
◇3分札	30,780	計	327,400 ^{貫文}
◇1分札	16,220		
◇7厘札	8,400		
◇5厘札	7,497.35		
計	1725 ^貫 017 ^匁 々35		
錢高で	172,501 ^貫 735 ^匁 々		

銀錢札2口計499,901貫735文

注 金銀錢貨の交換比率は幕末期の経済的混乱で変動が激しい。

注 猪子一清『辛未日録』明治4年2月15日の条による。

という長期を要するという苦境に藩財政は陥っていたのである。

削減分一〇七石を加えた藩庫の余米四七七石を、石当たり七両に換算した三三

三八両永一五一文六歩を以て返済するとすれば、完済まで実に二六年十一ヶ月

大な額に達しており(表11)、明治二年十二月五日に政府が府藩県の紙幣製造を禁止したが、四年一月には既発行額は総額五〇万貫文〓五万両に達していた(表12)。ただし、四年十月の豊岡県の届出書では金相場の変動と銀二〇匁札の引換完了で金額に若干相違がある。

このうち、市中貸付分一万両を差引いた四万両と、別に五万両の藩債の合計九万両が藩の債務として残されており、この消却には、士卒の俸禄削減分二九〇石、藩知事家禄二割

各三〇〇〇両、六月四〇〇〇両の分割返済の条件で借受け、翌月の二月二日から九日までの期限内で銀二〇匁の幅広切手、銀五匁・一〇匁の長切手・仙花紙銭切手を四五〇匁引揚げることにした。

藩債（計四万六六一〇両）については明治四年の廃藩置県後、政府が関係書類を提出させて天保十四年以前の古債は切捨て、弘化元年以降慶応三年までの中債は無利息五〇年賦、明治元年以降の新債は三年掘置四分利付五年賦償還することで政府が肩替わりした。藩札については、豊岡藩は同年八月四日、当年分引揚高一万三三六三貫匁余を差引いた残額四八万六六三六貫匁余を大蔵省に申告したので、翌五年四月から政府の手で新貨に引換えられ、紙幣製造機具や藩札用紙の残り地紙は九月十二日に大蔵省に差出された。

最後の切腹

このころ、消え行く藩史の挽歌を奏でるかのように切腹事件が連続した。わずか半年間に四人の旧藩士・卒が腹を切った。それぞれ作法通りに喉と腹を断ったと検死報告は述べ、親類縁者は「怪敷物音」で部屋を開けるとすでに自害していたと一律に届けている。その定型的な報告からは真相を判断することは困難で記録上、自殺の理由も明確でないものがある。

明治四年六月二十七日、かねて商法所手代るとき銭券五〇貫目を盗んだ容疑で親類預けとなっていた卒の舟戸仙八と竹内庄一郎が自害した。吟味が進んで、申し分が立ちかねたものといひ、竹内は舟戸が自殺したと聞いた後、かねての覚悟のように短刀をとって切腹し、喉を断ったという。刑法少属・久保田周輔と監察少属・西山貞守が検死した。

七月五日には、事情を知って盗券の分配を受けたとして卒三名が「庶人に下し五等徒刑（懲役三年）」、分配を受けたが焼棄したとして卒二名が「俸給一石取上げ、謹慎五〇日」に処せられた。

事件は明治元年十一月五日のことであるが、「吟味」が四年もかかったのは事実の解明に手間どったためだという。同年十二月二十五日、舟戸と竹内が仲間積金の配当として、後に徒刑となる三人に銭六貫目を与えた。三人は不審に思っただして事情を知ったが、もし訴え出ると兩人が重罪になるので、事件が露頭していいのを幸いに三人で二貫目ずつ分配した。三年五月十五日には四貫目をもらって、一人一貫三〇〇目余ずつ配分したものである。

四年八月十日、藩士・坂本忍が叔父・誠之進の帰国を豊岡県庁へ報告した。高松県から帰藩を命じられ添状を持ってきたが、県印もないほど不完全なもので、県庁は取りただすよう伝達した。

翌十一日夜七時ごろ、誠之進が切腹したとの届けがあった。二十八歳である。岡大属と西山少属が検死した。遺書によると、誠之進は「先年、廉恥を失し不都合のことを仕でかしたが、別格の思召しで寛大な処置を受けた。その後、高松県下に就職、このたび復籍を命じられたが添状は棄却した」とある。別に「凶命（悪運）坂本誠之進、高松県の送り返すところとなる」との記録（『日慎録』）もあるが、「不都合」と何か、なぜ高松県から帰国を命じられたのか、添状を棄却した理由など、分からぬことばかりである。

坂本家は代々、家老格の家柄であったが、忍の代には八等十五石職俸二石（表5、参照）というから実の上士の歴々から下士の階層に家格を下げていた。その理由は不明である。父の仕（誠之進の兄）は致仕して六等末席二口糧の隠居料を受けていた。

五年一月十日の晝方、豊岡県貫族・沖野勝蔵が切腹して果てた。「分外の借財」で自裁したと記録されているが、実は豊岡県（第一次）の財政処理上の責任を負ったともいう。

勝蔵は豊岡藩士の父・喜右衛門（八等十五石職俸二石）の後を三年閏十月九日に継いだもので、沖野家は本来、徒役人六石二人扶持役料一石（慶応二年）の下士の家格であった。次弟は初代豊岡小学校長・神矢肅一、三弟は工学博士・沖野忠雄である。

忠雄は尾藤多の養子になっていて三年閏十月十二日、藩の貢進生として大学南校（東大の前身）に入学していたが、勝蔵の死によって復籍、沖野家を継いだ。

第三節 豊岡藩から豊岡県へ

廃藩置県

明治維新の変革は、わが国が徳川時代の封建的な幕藩体制国家から脱却して、近代的な中央集権的統一国家へと発展する画期的過程である。維新後、新政府の監督・統制は次第に強化されていったものの、藩知事は世襲の旧領主がそのまま旧領地を支配し、藩官僚も藩知事によって任命されたものであったため、依然として藩知事と旧家臣・領民との封建的身分関係は存続し、このままでは中央集権的行政制度の確立は不可能であった。このためついに明治四年七月十四日、廃藩置県が断行され、これによって豊岡藩は豊岡県と改称されて政府直轄の行政区となったが、このとき生まれた豊岡県は旧豊岡藩を衣替えた小県にすぎず、第一次豊岡県ともいべきものであった。

従来、藩知事は廃官となって同年九月中に東京移住を命ぜられた。京極高厚は八月二十九日朝、藩士一同が礼服で見送る中を豊岡を去り、寛文八年（一六六八）入部以来二〇三年にわたり君臨を続けた但馬の領地から

表13 明治3年5月17日任命の豊岡町
町方役人(小市長)

町	氏名
青田・小尾崎	* 福井庄三郎
小田井	* 亀屋治助
	* 佐川義右衛門
中	由利良右衛門
久保 <small>(兼寺町後見)</small>	鳥井山三郎
	綿屋勘左衛門
竹屋	小松屋松四郎
	瀧田清兵衛
滋茂	丹後屋勇三郎
新	妙楽寺屋文二郎
京口	柳屋義左衛門
寺	松本屋長三郎
小尾崎	石和屋林右衛門

*は中市長も。

となった。

廃藩置県によって全国に三府三〇六県が誕生した。

「町方行政機構の改革」 慶応四年七月二十一日発布の『慶応申諭』によると、町方の行政機構を朝廷御一新の趣旨を体し、次のように改めるとしている。

まず、従来からの名主役は町内一同で入札(いれかた)(投票)によって選出すること。これまで役所で人選のうえ任命してきた「五町名主」も、「十町名主」を始め組頭の者によって選挙する。選挙はこれまで「五町名主」を勤めてきた家筋にはかかわらず、お目見以上の者のうちから人物中心に選出すること。新たに上意下達・下意上達の目的を以て出役を設置することとし、「十町出役」は「十町名主」・組頭以上の者から選挙し、任期は三ヶ年とする。その任務は町民からの歎願・訴訟の取次ぎ、名主の事務処理の相談にのることとしている。

京極家は隔離された。大参事以下の旧藩の職制はそのまま残されたが、以降は政府の直属地方官として新県の庶政を担当することとなった。

廃藩によって従来の藩常備兵は解隊となり、全国に新たに四鎮台が置かれた。但馬は大阪鎮台の小浜第一分営の管下に属することとなり、旧藩の常備兵が分営常備兵に充てられた。少尉木下弥八郎、軍務掛和田垣讓・西山榮、以下予備隊曹長・軍曹・伍長・兵員・常備・予備兵卒らは免官

表14 明治4年3月の中・少郷長

郷長	村名	名
中郷長	江本村	源左衛門
	正法寺村	三郎兵衛
	野上村	喜兵衛
	百合地村	八郎兵衛
少郷長	六地藏	嘉左衛門
	野上	安右衛門 喜兵衛
	上ノ町	与平二
	下ノ町	幸左衛門 三郎右衛門
	大磯	九郎兵衛 利兵衛
	船町	儀左衛門 新太郎
	日撫	清兵衛
	宮島	市郎左衛門
	中ノ町	亦四郎
	梶原	与三兵衛
	妙楽寺	八郎左衛門
	今森	九左衛門
	江本	源左衛門
	塩津	総助
	百合地	清左衛門 八郎兵衛
	立野	市郎右衛門
	戸牧	伊右衛門 儀兵衛
	下陰	五郎次
	正法寺	三郎兵衛
	高屋	治兵衛
	上陰	亦右衛門 弥太郎
	中ノ谷	市郎右衛門 市左衛門
	新屋敷	源右衛門
	庄境	年寄兼帯野上村 安右衛門 喜兵衛 梶原 与三兵衛
河谷	兼帯 百合地 八郎兵衛 清左衛門	

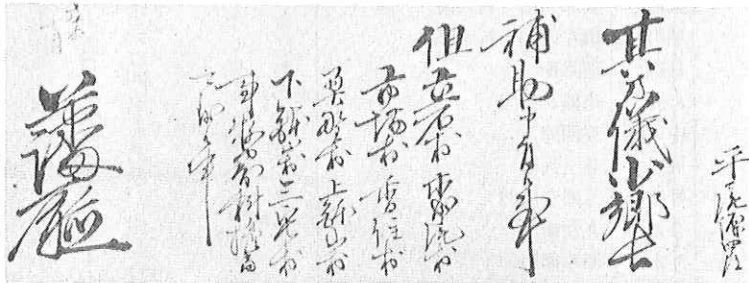
注 『藩庁日記』より

その後、明治三年五月十七日の「御法替」によって、「五町名主」「十町名主」は廃止され、藩の司民局支配の下に「十町」に大市長一人・中市長三人、各町ごとに小市長をおくこととし、公選によって任命されることに改められた。これによって同月十五日、仮評定所で「十町」代表によって中市長の選挙が行なわれた(表13)。ただし『豊岡誌下』では中市長は四名とあり、由利良右衛門をその数に入れている。あるいは大市長であつたのかもしれない。

この人事について「十町一統アキレ果……御法替ト申セ迎モ治リハ不_ニ相成_一風聞ノ事ニ候」(『鳥井』)とあって、予想外の結果となったことをにわけておわせている。

表15 明治4年8月17日、城崎郡戸長・副戸長表(市内) ()内は元職名

区	地 区	戸 長	副戸長
1	郭 内	(伝達少属)	(史生)
2	青田・中・滋茂	福 井 庄 三 郎 (中市長)	
3	寺・久保・永井・竹屋・新屋敷	鳥 井 山 三 郎 (小市長)	
4	小 田 井	富 田 次 助 (中市長)	
5	京口・新・小尾崎町・大磯	佐 川 義 右 衛 門 (中市長)	
6	塩津・江本・今森・九日市・妙楽寺・小尾崎村	江本村・源左衛門(中郷長)	
7	立野・中谷・河谷・百合地・庄境・梶原	百合地村・八郎兵衛(中郷長)	
8	日撫・六地藏・舟町・宮島・野上・一日市	佐 伯 孫 左 衛 門 (大郷長)	
9	正法寺・戸牧・高屋・上陰・下陰・福田	木 築 秀 次 (大郷長)	



写 8 明治4年出石藩少郷長(穴見谷地区)補助辞令

翌六月五日、元役席町会所は改めて議事下
院とすることが申渡された。中小市長制は明
治四年の大小区制によって廃止され、新に戸
長・副戸長となる。

壬申戸籍 民部省は明治二年六月、京都
の 編 制 府の『戸籍編制仕法書』のう
ち郡中仕法を府県に頒布した。そこで久美浜
県では七月一日、これに準拠した仕法書を管
内に布達した。これによれば、戸籍の編制は
庄屋・年寄が担当し、表紙を「何国何郡何町
戸籍」とし、部内の全戸を五組に区分して組
ごとに番号を付し、各戸の上欄に産業と田
畑・山林・船・牛馬などの家産、下欄に戸
主・家族・同居人の名前を列挙し、丁末に宗
旨・檀那寺を記入することになっていて、従
来の宗旨人別帳の残滓が依然、残存したもの
であった。

久美浜県では雛形の通りに作成して、同月末日まで提出することを管内村々に達した。鎌田村では早速六月中に作成している（第六章第一節参照）。

また、久美浜県では三年一月、従来の大庄屋・中庄屋を大郷長・中郷長に改め、各郡に数人の大郷長をおくこととしたが、四年四月『戸籍法』が公布され、戸籍編成のため従来の町村区画とは別に区を設け、戸長を置くこととなったので、八月には大郷長部内を区に編成し、各区に大郷長兼務の戸長と受持戸長副三人を置いた。管下の城崎郡内は七区に分けた。

豊岡藩では三年十月十二日、大庄屋を大郷長、出役庄屋を中郷長、村々庄屋を少郷長に改め、翌四年三月公選によって中郷長四名と各村一、二名の少郷長を任命した（表14）。ところが同年四月四日戸籍法の制定とともに、新たに区を設けて戸長・副戸長をおくこととなったため、八月十七日城崎郡を戸籍担当のため九区に分かち、各区に戸長を置いた（表15）。土族の戸籍事務は第一区の場合は従来通り伝達所、第二区以下の場合には伝達所と戸長、卒は従来通り支配組と所属区戸長へ、それぞれ届出ることとし、第二区以下の副長は少郷市長と改称された。なお、永井町は同年九月五日を以て、市部から郷村に編成替えとなった。理由は、住民が生業を怠り、貧困に陥る者が多いので、訓戒するためであったという。永井町は江戸期、永井分として豊岡「十町」には加えられない田圃地区であったが、次第に集落化のきざしを見せていた。昭和以後において豊岡市街の中心となったのがこの地区である。

神美地区（倉見・長谷を除く）は出石藩支配で、明治三年十一月に従来の大庄屋は大郷正・小郷正に、庄屋は大里正・小里正に改められ、翌十二月それぞれ大郷長・少郷長・大里長・小里長に改称された。同四年七月

の「少郷長補助」辞令が現在残っている(写8)。

第四節 改置豊岡県の成立

三丹一県 明治四年十一月、従来の全国三府三〇二県は改廃されて、新たに三府七二県に統合されることに**統合**になった。これによって十一月二日、丹後・但馬二ヶ国と丹波多紀・氷上・天田の三郡及びそ

の他の飛地を併せて新たに改置豊岡県が設置された。このうち飛地は同月十四日から十五日にかけてすべて地元県に移管された。

こうして但馬八郡・丹後五郡・丹波三郡の計十六郡にまたがり、一五八ヶ町・一五四ヶ村、総反別四万〇一四〇町八反一畝二三歩九厘二毛、旧石高四六万七二四石四斗九升九合一勺三才、人口約五〇万人の実に堂々たる大豊岡県が第二次豊岡県として誕生し、県庁が豊岡に置かれた。

豊岡に新県が設置されるとの布告は十一月十一日、豊岡「十町」に触れられた。但馬一国による新県を希望していた地元民にとってはまさに青天の霹靂で、「一統誠ニアキレハテ候事也」(『鳥井』)であったという。

廃藩置県直後の府県は管地の広狭の差が著しく、かつ入組み、飛地・預地の介在によって行政区の錯綜が甚しく、各藩とも財政窮迫に苦しんでいたから、早くから全国各府県からの合併嘆願が相次いでいた。

四年七月、篠山・柏原・山家・綾部・福知山・園部・亀岡の丹波七県が合併歎願を出したが、但馬でもそのころ豊岡・出石・村岡三県の合併の議論があった(『猪子家文書』)。この意見は出石藩の桜井勉が主唱したも

表16 豊岡県管内主要旧城下表

町名	旧藩高	譜代・外様	明治6年1月現在	
			戸数	人口
舞鶴(田辺)	3万5000石	譜代	2,288	9,073
宮津	7万0000石	〃	2,605	9,398
福知山	3万2000石	〃	1,246	4,893
篠山	6万0000石	〃	1,411	5,931
柏原	2万0000石	外様	473	2,019
峯山	1万1000石	〃	749	2,808
村岡	〃	〃	385	1,569
豊岡	1万5000石	〃	800	3,769
出石	3万0000石	〃	1,134	6,796
久美浜	代官所	天領	446	1,789
生野	〃	〃	1,146	4,358

注 戸数・人口は豊岡だけ明治4年の数字。

のよう、豊岡県大参事の猪子清はむしろ消極的だったようである。

猪子の考えでは、朝廷に合併の意向があれば三藩からの建白がなくても合併が実施されるはずであって、その意向もないのに朝旨に先んじて合併を建白するのは自分の藩を廃止することを主張するに等しい、桜井の主意は三藩合併というよりは旧出石藩主を立てて三藩合併後の新置県の主導権を握らせようとの考えによるもので、豊岡側にとっては自らの主君を捨てて知事を他国に求めようとするに等しく、旧豊岡藩士にとって忍び得ぬところで賛成できない、いまはただ黙って朝命の下るのを待つ方がいい、としている。

しかし結局、同年九月に但馬三県は大参事の連名で、小県立庁は冗費の至りゆえ一県でも減少させるべきとの三県商議の決定にもとづき合併伺を政府に提出している。

また十月十一日には、豊岡「十町」市長ならびに小前惣代一〇名ばかりが連印して、但馬一国の新県を豊岡におかれたいと県庁に願した。十一月十一日に改置豊岡県の設置を知ったこれらの人びとは、同夜町会所である下院に集まって祝盃をあげたという。「アキレハテ候」というのは、驚喜の表現であった。

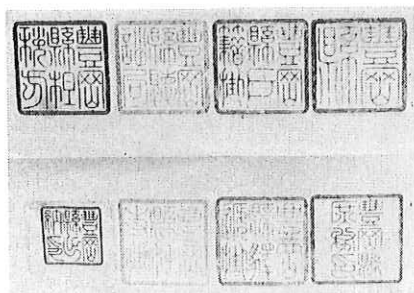
県庁設置の
意義と理由

県庁設置によって、豊岡町の人口は急増し、一ヶ年後には三七六九人から四九〇〇人台となった。人口急増などで物価が高騰すると、最初は祝盃をあげた町民の人心も微妙に変化したものの、

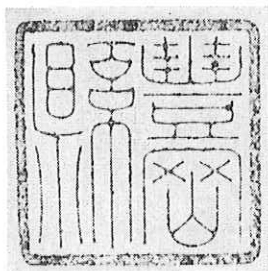
公立病院・師範学校・郵便役所など、県庁所在地ならではの公共施設の設置が相次ぎ、兵庫県と合併後もなお、公立中学校・公立豊岡病院・電信局・裁判所などの他、さらには県立中学校や郡立高等女学校など、県下でも初期に属する公共施設が建設され、今日に至って「県北但馬の首都」と称せられる基盤を作ったのである。豊岡市の基礎は、天正八年（一五八〇）の宮部善祥房による城下町の建設に始まり、明治四年の改置豊岡県庁の設置によって確定したという意味で、豊岡市史に占める県庁設置の意義は極めて大きい。

しかし、なぜ豊岡が県庁所在地に選ばれたかは不明である。当時の管内の主要旧城下（表16）を見ても、豊岡は旧藩高で七位にしか位置せず、城下人口にしても県庁設置前で七位に過ぎない。譜代と天領を外しても、旧高で三位、人口でも二位である。立地を見ても、豊岡が出石や福知山をしのぐ点は特に見出せないのである。

改置豊岡県の陣容は正門・庁舎を含めて旧久美浜県がそっくり移行したものであることから、久美浜に地理的に最も近いというのがその単純な理由であろうとの憶測も生じる。『久美浜町史』によれば、慶応四年以来、生野府中県設置運動を展開してきた旧生野代官所支配の村々が、明治二年の請願運動で人別米の復活・安石代制廃止反対など、旧幕時代の貢租条件の復活を生野県独立で果たそうとし、その口実に旧生野領播磨宍粟・神西・多可・加西四郡四六ヶ村から一七里三〇里ある久美浜のような遠距離の県庁は不便であると訴えた。この結果、明治二年八月十日に久美浜県管地のうち但馬・播磨一八〇ヶ村が分離されて生野県が置かれたが、政府としては両県は再度合併が必然的であり、合併のためには県庁所在地を久美浜・生野の中間に位置させる必



写9 豊岡県諸掛印鑑



写10 豊岡県印

要があった、としている。一つの見解であろう。

新県への 改置豊岡県の事務は、新県庁舎の準備のため当分、旧久美浜引継ぎ 県庁で取扱われた。旧豊岡県から改置豊岡県への事務引継ぎ

は明治四年十一月、元豊岡県庁、その他の建物の新県の松永国重・篠原吉格兩人への引渡しから始まった。続いて十二月五日、商法所の建家一軒及び土蔵と、金入箱・用筆筒から茶碗にいたる十六品目の備品が引渡された。

また、新県官員の官宅には旧豊岡藩士宅が明渡されることとなり、同月九日に勝田亮介ら七軒の旧豊岡藩士住宅と五軒長屋一棟・十一日に一軒・十三日に舟木克己家ら五軒・十八日木下弥八郎ら十四軒・二十日には猪子清ら三名の住宅と、計二十八軒の藩士住宅が引渡された。

住宅の引渡しに先立ち、舟木克己は十一月二十六日戸牧村観音院に、十二月十三日に猪子は三坂庵、田村は正法寺、岡は福田村新宮寺に転居し、久保田は小田井社の大石豊後宅に相住いをする事になった。

県庁文書の引継ぎは、十二月十三日に但馬国城崎郡二方郡之内高反別一村限帳が、十八日には辛未免状・辛未皆済目録・村市役人印鑑帳・御林一村限帳・二十ヶ年正租一村限帳・辛未貢米取立一村限帳・村々地詰帳・土族卒総人員明細帳・給禄月割帳・在町諸運上并銭小物成帳・戸籍帳・庁中日記・兵

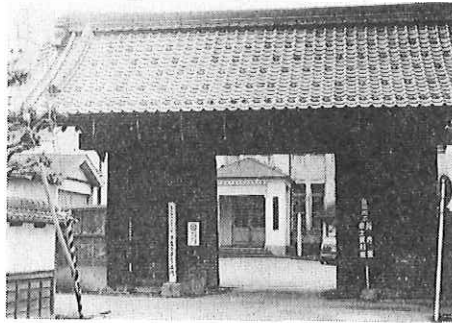


写11 田中光儀の久美浜県大参事辞令（志村豊志郎氏蔵）

器類取調帳・土族卒屋敷坪数帳など約四〇種の帳簿類が、そして翌十九日にも従五位京極高厚拜借金取調帳など六種が提出されて、引継ぎを終わった。

なお、この月、各地の旧県庁はすべて詰合所とされ、旧県大参事が事務取扱となった。詰合所は十二月二十一日から改めて豊岡県支庁の各地の局となり、その後「何々支局」と改称されて、宮津・福知山・篠山の三支庁に統合され、八年九月十五日廃止された。

改置豊岡県の新県庁の準備が一応終わり、小松彰権令は十二月十五日、田中



写12 豊岡県庁正門（現在は市立郷土資料館正門・市指定文化財）



写13 再び久美浜に移された元豊岡県庁舎（神谷神社）



写14 久美濱県庁舎造営棟梁に対する賞状
明治3年(久美濱町・岩田林太郎氏提供)

光儀権参事は同二十二日、久美浜から豊岡に引移り、新県庁は十七日に開庁された。

旧豊岡県大参事で豊岡局の事務取扱を命ぜられた猪子清は、出石・村岡など遠隔地はやむを得ぬが県庁所在地に別に一局を設けるのは無益の冗費として豊岡局の廃局を建言したため、十二月に廃止された。

県庁舎の設営 旧豊岡県庁はわずか一万五〇〇〇石の管地を支配する役所にすぎなかったから、四七万石の新豊岡県の庁舎としては手狭であり、このため県庁白洲など業務に差支えの場所はどうしても建

増しの必要があった。

加えて旧藩主邸内にあった御用部屋(明治二年からは政事堂と改称)などの旧県庁舎は二〇〇年余を経過し

た古普請で、冬期積雪の際は使用に耐えないほど老朽化していた。

このため、差当たり旧藩校の稽古堂(旧興国寺本堂)などを修理して仮庁舎にあてることとしたが、稽古堂は明治五年六月十五日に改造工事中に大工の失火で焼失した。

新庁舎の一部は元久美濱県庁舎を取壊わし、海運・川揚・陸送によって移築したが、畳建具入付までの諸入用に約一万五〇〇〇両が見積られていた。移築でなお不足する分は当然、新築しなければならなかったし、新県官員七〇人、合併一〇県と飛地出張所受取先六県・元城下・陣屋の市町事務取扱官員など合計九〇人の官宅は、旧藩士卒族の家作を買受け修繕する必要があり、その費用は一戸当たり三五〇両で

概算三万一一〇〇両。等外出仕・捕亡・使部・仕丁ら五〇人の住宅は一戸一五〇両と見積つて七五〇〇両を要し、合計五万四〇〇〇両という莫大な出費が見積られている。

この他、三丹の旧県から引渡ししの囚人・徒罪人や、播但一揆の入牢者一〇〇余人を収容する牢獄、取締小吏・番人居小屋・拷問所も造営する必要があった。

新庁舎造営工事は五年から八年十月までかかり、県庁その他の營繕費二万一八八円三七錢六厘一毛・牢獄懲役場營繕費一万五〇一六円十三錢三厘・官宅營繕費二万九三八四円八九錢五厘五毛で、総計六万六二六九円四〇錢四厘六毛を費消した。

このうち、大蔵省から下付されたのは一万四〇〇〇〇円に過ぎなかったから、残る五万二六九円七〇錢四厘六毛は民費賦課として、管内の石高に割当てられた。

その上、五年九月十九日には県庁普請土持人足が祭礼を口実に帰村して、そのまま出役せず、工事に支障を来たしたとしてたびたび出役を催促され、村方一統稱刈・麦蒔に差支えて困惑していることが『御用留』に記載されているし、民費割賦も持高一〇石に付き金五〇錢が割当てられ、納入期限が来ても皆納できないため、完納の厳命を受けている。

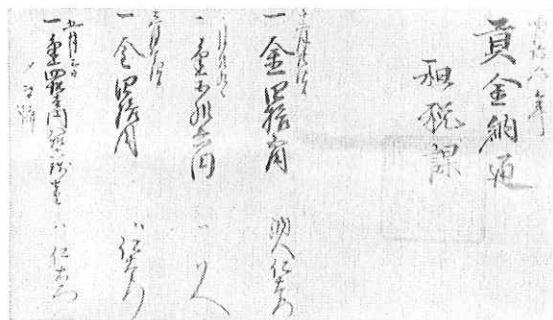
県庁造営工事が、管内の人民にとっていかに大きな犠牲を強いていたかが分かる。民費賦課でなお不足する金額は、地元民の献金や社寺所有地の立木を伐採して用材に当てたり売却した金で補っており、妙見山帝釈寺の山林からは杉二五〇本が切出され、一五〇本が用材に、残り一〇〇本は一五〇〇円で売却して費用にあてている。

なお、本庁付属官宅の明治五年の買上費及び以降の修繕費は、明治四年十月の『県治条例』では費用の三分の

表17 豊岡県官職表

職員構成					俸給表
明治6年2月			明治8年4月~7月		明治7年
等級	官職	人数	官職	人数	
勅任	4 令	0	令	0	
奏任	5 権令	1	権令	0	150円
	6 参事	1	参事	1	100
	7 権参事	1	権参事	1	70
判任	8 典事	3	大属	2	50
	9 権典事	2	権大属	1	40
	10 大属	5	中属	5	30
	11 権大属	9	権中属	10	25
	12 少属	9	権少属	5	20
	13 権少属	12	権少属	19	15
	14 史生	15	史生	14	?
15 県掌	8	県掌	11	?	
等外		44		53	?
総計		110		122	

注 『豊岡県官員録』(三宅治右衛門家蔵・田中彦右衛門家蔵)。「俸給表」は明治7年9月25日「節儉方法同」(「志村家文書」)による。



写15 明治6年の豊岡県租税課の納税請取通帳

一が官給、残額は民費賦課とされていたが、工事が延引したため五年五月の『官宅規則』で全額官費負担に変更となった。このため両規定にまたがることとなり、費用支出に混乱を生じ、後に田中参事免官の一人因となった。

県庁機構と
改置豊岡県の職制は、四年十一月二十七日の『県治条例』によって管轄四七万石の定員が五三人余となっていたが、定額人員の月給総計を用途に上級官員の属を減らして、下級官員の史生・七等出仕各一名と、典事以下県掌までの判任官七一名、このほか等

八日豊岡を移る
 慶長石代権十等 七番新中十等 寺村
 政二 日中山 佐世 等 寺村 佐藤 様 日
 方 十 氏
 朝馬
 任 豊岡 田中光儀
 右
 宣下 儀事
 壬申三月八日 太改 儀

写16 田中光儀の豊岡県参事任命記事
 (『慶明記』明治5年3月8日)



写17 豊岡県初代県令 小松 彰

外一等から六等までの等外職員五五名で構成されていたが、その後に若干移動があった(表17)。五年初頭まで権参事であった田中光儀、七等出仕であった大野右仲は六年にはそれぞれ参事・権参事に昇進している。これらの職員が庶務・聴訟・租税・出納の四課に分属して県行政を担当したのである。管内の物成は、四年分から改置豊岡県の取扱いとなった。

翌五年の貢米については同年八月十五日、従来通りの石代納か、新たに米納に変更を希望するかを、管内村々に九月十五日までに申出るよう指示した。但馬は石代納を希望したようで、六年の石代値段は石当たり米二円九四銭〇厘八毛七糸・大豆三円八二銭五厘九毛一糸・小豆四円五六銭二厘五毛・真綿は二〇〇匁当たり二円四五銭八厘三毛とされた。丹後は、米・大豆が但馬より若干安石代となっている。『豊岡県一覽表』によれば、七年の租は五九万〇五四五円三八銭一厘・税は一四三八円九〇銭一厘五毛となっている。

県財政は、官員給与・県庁費・土木費・監獄費・警察費などは中央から交付される官費が当てられ、魚問屋税・縮緬税・芸妓税・船

税・人力車税などの県税が、その他の諸費に当てられた。

歴代県令と 改置豊岡県の設置とともに、豊岡県権令に旧松本藩士小松彰が任命された。小松は五年三月

田中光儀参事

同県令に昇任し、五年十月二日大外史に榮転した。

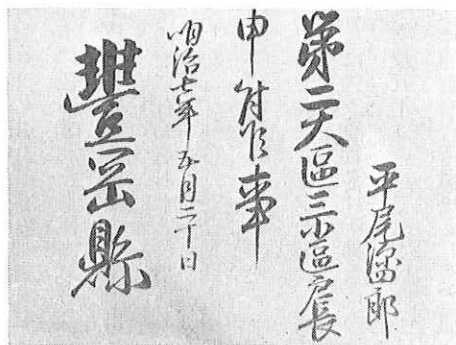
後任には同月十七日、旧土佐藩士で香川県参事であった林茂平が権令に発令された。林は在任わずか一ヶ月余の十一月二十八日、香川県権令に転出した。

林のあとに旧薩摩藩士で都城県参事の桂久武が、明治六年二月四日に豊岡県権令に発令されたが、桂は病気を理由に赴任せずして辞任し、その後二年余は権令欠員のままとなった。このため五年十一月末以降の約三年は参事の田中光儀が豊岡県政を担当した。明治初期の但馬地域の行政担当者の経歴は、旧藩主がそのまま藩知事に任命された京極高厚や仙石・山名両氏は別として、九名の県官の出身は、薩摩・長州が各二、土佐一で、新政府の権力を構成する藩閥出身が五名を数え、残る大垣・松本藩出身者も維新時いち早く新政府に出仕して地方官に任命された人物である。こうした中で田中光儀一人が旧幕臣の出身であることが注目される。

しかも、林らは在任期間も短かく、桂は赴任せずに終わっている。小松らがいずれも一ケ年、伊王野が二ケ年半の在任期間の中で、三ケ年にわたり三丹の行政を担当した田中の存在は特筆されるべきである。

田中光儀は文政十一年（一八二八）に代官所属吏の家柄八戸家に生まれ、嘉永四年（一八五二）二十三歳のときに代々浦賀奉行所御番代の家柄の田中家の養子に入った。

文政五年（一八二二）以降、浦賀には外国艦船の入港が相次ぎ、幕末開港交渉の舞台となった。養祖父・養父は浦賀奉行所属吏として、浦賀港警備と外国使臣の応接にたずさわり、兩人ともしばしばその労に対し褒美



写18 豊岡県の戸長辞令（明治7年）

銀を下賜されている。

田中家に入った光儀は嘉永六年の奉行所与力御雇を出発点に与力見習・御番代に昇進し、嘉永七年のペリー再航のときは相模・安房・下総・神奈川・伊豆下田に出役し、この間ペリー艦隊従軍カメラマンE・ブラウン・ジュニアに写真撮影をしてもらっている。ダゲレオタイプと呼ばれるこの銀板写真は、外曾孫の志村豊志郎氏が所蔵されており、現在日本最古の写真とされている（巻頭写真参照）。

光儀は安政四年（一八五七）長崎奉行所に、文久元年（一八六一）外国奉行支配調役に転補され、小笠原島開拓御用・八丈島移民取扱御用を勤めて御目見得を許された。

こうした外国事情通が買われ、文久三年末には横浜鎖港談判のための第二回遣欧使節随員に抜擢された。この談判は不調のまま使節は中途で帰国したため一行は幕府の譴責を受け、田中は小普請入りとなった。

慶応四年二月一日、新潟奉行所組頭に登用されたが、折から新潟は北越戦争の渦中であり、新潟の治安維持と開港処理に苦慮している。

明治二年八月、大隈重信・伊藤博文らの推挙を得て、新政府に召され、民部省監督大佑に任命され、四年一月には久美浜県大参事に転補されて、二月二十二日に久美浜に着任、後に改置豊岡県の権参事・参事として変革期の地方行政を担当したのである（写11・16）。

表18 明治7年7月当時の区戸長

大区	小区	役職	氏名	
1 (城崎郡)	総区	総区長	中山三郎 梅垣西浦	
		区長	佐川義右衛門	
		副区長	青田卯左衛門	
		〃	和田垣 讓治	
		〃	木築 秀協	
		〃	喜多村 理左衛門	
	1	戸長	岡 源左衛門	
		〃	江本 彦右衛門	
		〃	田中 善左衛門	
		〃	江 鯨	
		〃	小倉忠見 池田勝源	
	2 (出石郡)	3	戸長	尾林文太郎 小平源四郎
			〃	河本 濱二郎 長 寛次郎
		3 (気多郡)	区長	谷垣 与左衛門
	副区長		谷垣 浅右衛門	
1	戸長	白鬚 助左衛門		
	〃	河本		

大小区制の実施
とその後
の推移

明治五年四月九日、太政官布告によって従来の庄屋・年寄・名主らがすべて廃止され、新たに戸長・副戸長が置かれて、従来からの取扱事務の他に土地・人民関係一切を取扱うこととなり、戸籍法による戸長は消滅した。さらに明治五年六月、大小区制が実施され、第一大区の城崎郡以下、出石・気多・養父・朝来・七美・二方・美舎の八大区に編成された。大区には大郷長・中郷長を改めて区長・区長見習、小区には副区長・副区長見習が置かれ、従来の地方の自治機能は大きく失われ、中央集権的明治政府の強力な統制下に組み入れられた(巻末行政区画変遷表、参照)。

中彦右衛門・江本村江本源左衛門・瀬戸村大江甚助らが任命されている。

ちなみに初代第一大区長には森村の青田卯左衛門、区長見習に鎌田村の足立六左衛門、副区長には大谷村田

その後、明治七年五月二十日には大区の区長見習を副区長に、小区の副区長を戸長に、副区長見習を副戸長に、町村の戸長を用掛に改め、副戸長を廃止して従来の行政末端単位が町村から小区に改められ、副戸長以上は官吏として月給が支給されることとなった。

しかし、町村では免割・賦銭(年貢や村費の割当)のとき、村では立会百姓、町では組頭を

集めて協議することが多かったから、立会百姓や組頭も全廃されると用掛一人となつて、用務の繁雑から事務の遅滞を招く結果となつた。このため八年二月十五日、新たに戸数に応じ惣代人をおき、用掛事務の扶助を願ひ出て聞届けられている。

また『兵庫県史料』によれば七年六月、豊岡県管内に二名の総区長を設置して、県庁と区長の間にあつて布告・戸籍・地券・徴兵・貢納その他の送達・上申を取次ぐこととし、七月に中山三郎・梅垣西浦を任命しているが、八月の内務省の指示で廃止された。

その後、七年十一月二十五日、戸長らは勤務中、准等外三等乃至四等出仕、副戸長らは准等外四等乃至五等出仕の豊岡県辞令が交付されて県役人に位置付けられ、町村行政は中央集権機構に一層深く組み込まれた。

大区の担当業務は八年一月三十一日、二人の副区長に分課され、第一大区では貢納・学校・雑税・徴兵・勸業・諸課臨事御用を和田垣讓、戸籍・土木・地券・民費調・地誌・物産調は木築秀治が担当することとなつた。大区の区長・副区長は区務取扱所に詰めて執務し、小区の戸長・副戸長は自宅で事務をとつたが、第一大区の取扱所は八年二月十五日以降、旧豊岡中町二方屋伝左衛門の家屋を借用して当てたが、同年四月二十四日から宵田町一番屋敷の旧会議所に移されている。

九年二月十五日の区戸長職制によつて、豊岡県では大区に区長一・副区長三、小区には戸長一を、村・町は五、六町村兼摂の副戸長が置かれ、規則・官省告達・県庁布令など人民への通達、戸籍・租税・土木・興産・救恤などの行政事務のほか、犯罪取締をも職掌とし、また大区会・小区会の開催を行なわせることとした。第三大区長には旧豊岡藩士久保田周助が任命され、第四小区では沢田五郎次・添田一郎・三宅徳造・岡谷藤右衛



(裏)

(表)

写19 豊岡県庁商業鑑札

門らが副戸長になったように、区長には多く旧藩士が任命されて、従来の地方の素封家は副区長に任命され、郡の行政にも官僚化が強まった。

豊岡浚疏会社
と弘商会所

行政制度の未整備と財政不如意な新政府の支配下にあつて、豊岡県政は既述したように県庁舎の整備をはじめ、財政運営や産業・経済振興に腐心する例が多かつた。

明治五年二月、田中権参事の発案で後述のように勸業政策として弘商会所を設立することとし、同年八月豊岡に仮勸業所を開設して、従来管内旧諸藩が慣行としてほいままに徴収してきた諸間屋収税法を改め、管内各港での取扱物品に一定歩合の船手間屋口銭税を課すこととしたり、諸商工人に鑑札を交付して一枚十二錢余の鑑札料や、魚糶場税を徴収することとした。田中退任の八年六月に廃止されるまでに、鑑札料は二三四円余、魚糶場税・船手間屋口銭税は八三七〇円の収入を上げている。

また、五年二月には豊岡為替方御用の大阪の豪商長田作五郎・同作兵衛・広岡久右衛門・中山善右衛門の四名が、津居山から生野銀山までの円山川十八里と、生野以南の市川四、五里を掘穿・浚疏して、陰陽通船を開く計画を立て、四名の拠出金二〇万兩を基金として豊岡浚疏会社の設立を豊岡県に出願した。

豊岡県では、北海の物産を南海に回漕するのが軽便となり、国益に利するところが大であるとして、大蔵省にその認可方を副申したが、大蔵省は経済政策の未確立を理由に却下したため、実現しなかった。

豊岡浚疏会社はまた、気多川・由良川水害防除の工事も計画したようであるが、浚疏会社の設立の認可却下で実現していない。

田中参事は、兵庫県令神田孝平とともに、七年八月に篠山盆地と西宮間の河川航路開発のため田松運河の建設を計画し、内務省の拝借金を得て同運河は明治九年に完工した。豊岡浚疏会社の挫折は但馬地方の産業振興上からも、また治水対策上からも惜しまれるところである。

地方官会議 絶対主義的専制政府の地方官僚として、自由民権には限界を有したことは止むを得ないとしても、**に人民惣代** 田中参事には注目すべき民意尊重の姿勢が認められる。

七年七月二十二日、田中参事は管内区戸長あてに次のような趣旨の通達を發している。

来る九日、地方官會議が開催されることとなり、自分は官撰議員として上京する。地方官會議は民撰議院ではなく、自分は五〇万県民から委任状を得て代議員とされたものでもない。現今は未だ民撰議院設置の段階に立ち至ってはいず、豊岡県管内の民撰議院論者は僅々一書生輩のみで、五〇万県民から見れば九牛の一毛に過ぎない。しかし、この度の地方官會議でその職責を全うするには、自分が県下の実情を必ずしも正確に把握しているかどうかは心もとない。よって本県付から二人、支庁付から各一人あての惣代を人民から公選して一緒に上京させ、會議の諸問題について自分に建議させることとする。ただし、憲法・規則に対し持論を主張するなどのことは許さない、というもので、議會制度は時期尚早だが地方官會議の私的顧問の形で五名の人民代表



写20 豊岡県権令 三吉周亮

を公選し、有司専制の弊を排除しようとしている。隣接の兵庫県の県令神田孝平が「代表なくして納税なし」の民権的議会制度の立場から、明治六年に『民会議事章程略』や『町村会議心得』を定め、翌七年早くも地方民会を開くとともに、地方官会議でも「衆庶の存意と一致の要あり」として、県民に国政上の意見を徴する告示を行なっていることとくらべると、田中参事の姿勢は明らかに退嬰的といえるが、同じ隣接県飾磨県の森岡昌純権令が民会に関し一顧をも与えなかった専制的態度にくらべれば、同じ旧幕臣出身の開明派官僚神田に一脈通ずる政治姿勢が田中には認められる。

田中参事 豊岡県参事田中光儀は八年六月二十日からの地方官会議のため上京し、七月十七日の閉会直後の**免官**の二十日に突如免官となり、同月二十三日付で鳥取県権令三吉周亮が豊岡県権令に発令された。

田中参事免官直後の七月二十五日には福知山・宮津・篠山の三支庁が廃止され、支所取扱事務は九月十五日に本庁に移された。

三吉権令は十月七日始めて豊岡県庁に登庁したが、田中は豊岡には帰らず、会計事務などの引継ぎは権参事らが当たった。三吉も庁内の概要を視察したのみで、事務引継ぎのため前任地鳥取に帰り、豊岡に着任したのは十月十六日であった。

三吉は十月二十六日、再度鳥取県に出張して十一月七日に帰任するや、四日後の十一日には休日にかかわらず県庁官員全員を召集し、大野権参事、三浦・高峰両大属の他は官員七〇数名をすべ

て免官とし、うち十七名だけを再任するとともに、前任地鳥取県から三〇名を引抜くという人事の大移動を試みたという。このため翌十二日は県庁が臨時休業となり、聴訟課などは二週間も事務を停止する始末で、町中は官宅から町家に転宅する官員のため大混雑となった。

検稲一件

田中参事免官と県庁人事の大刷新は、権参事大野右仲による検稲一件を始めとする数々のざん訴が理由と思われる。

検稲一件とは、明治五年の検稲に、田中は八月二十九日から九月十九日にかけて但馬・丹後六ヶ村に出張し、大野は丹波の村々を担当したが、大野は検稲先の村々で毎夕区・戸長と同席して酒食し、租税の税率を格別引下げしているとの風評が田中の耳に入った。同県中で租税に不公平があつては不都合と考えた田中は急遽、大野の出張先徳光村に駆けつけて、私恩を売って租税を過減すべきでなく検稲出立前打合わせの通り精々尽力するよう大野に注意するという出来事があった。この出来事は、この年の春ごろから田中にねたみを抱いていた大野によって、逆に田中の仕事として大蔵・内務両省にざん言されたという。

会計不明

朗事件

三吉権令は十一月七日に豊岡県庁に帰任後、県庁の諸帳簿を点検したところ、出納上の錯誤が次々と発見され、県財政に数々の疑惑を生じた。そこで三吉は大蔵・内務両省にそのことを上申し、両省の官員五名の派遣を得て本格的な取調べを開始した。

九年四月十二日付で提出された調査報告書によると、そもそも事の発端は、慶応四年久美浜県権知事伊王野次郎左衛門が、県下の小銭が払底して民衆が困難していると称して、県内流通の銭札計十一万余円を製造し、引換準備銀もなく発行したため、多額の欠損金を生ずるに至ったことに起因するという。伊王野は銭札発行不

始末の責任を問われて免官となり、代わって小松彰権知事・田中光儀大参事が錢札欠損金処理のため、大蔵省から無利息で一〇万円の拝借金を受け、これを手許金と称する別会計として、その貸付利息で欠損金埋合わせを計った。しかし、貸付先の大阪の豊岡県為替方長田作五郎が経営破綻を来たし、手許金八万四〇〇九円のうち六万円余が貸倒れとなり大欠損を招いた。

また田中は、明治四年・五年の兩年に大蔵省から一万四〇〇〇円の県庁獄舎・官舎管繕金の下付を受けたが、工事関係の書類が整備されておらず使途不明金が多いこと、弘商会所の書類も不備で収支が合わないこと、県庁建築費として管内人民から一〇ヶ年期限で調達金を借上げながら、その一部を戻したのみであり、かつ官金と民費の混交が甚しいこと、以上八項目にわたり会計上の錯雑があり、出納簿冊・書類不備の不手際が指摘された。この結果、田中は九年九月二十六日に『官吏懲戒例』第五条によって官位返上を命ぜられた。

三吉は欠損拾補金ならびに調達金の処理について、貸付・取替などで取立て見込のない分は棄捐することとし、現有金と以後の取立て見込金で官省札兌換元金の還納に当てること、調達金の下げ戻しは有り金を限りとし、不足分は打切りとする、田中の不始末による欠損金は田中に弁償させることを上申して、大蔵・内務両省の許可を得た。

藩札の消却と 明治初年には豊岡市域で種々の貨幣・紙幣が流通しており、経済上の支障は甚しいものがあつた。
通貨の統一

旧幕府発行の両・分・朱の金貨、丁銀・豆板銀の銀貨、寛永通宝に代表される錢貨のほか、諸藩や各地方ごとに発行された藩札・私札類があり、維新後も新政府発行の太政官札・民部省札、久美浜県発行の錢札、為替



写21 太政官札・民部省札

会社発行の金札などがあった。このため新政府は明治四年、「新貨条例」を発して旧貨幣・紙幣の回収を進めた。

豊岡県では流通中の藩札について四年七月十五日、金一兩につき錢札十四貫二〇〇文の割合で追って引換えることを布告し、それまでは、その相場で流通させることを許した。そして、新貨比較五錢以上に当たる一貫文・二貫文・三貫文・一步札は、六年三月一日から五日までの間に町村限りに取りまとめさせて豊岡養源寺で引換え、五錢以下の分については同月八日から十二日までの間に検査押印して従来通り通用を認めることとした。久保町分の要引換藩札は約三〇貫余あり、引換所窓口は三日たっても引換えて貰えないほど大混雑した（『鳥井』）。出石藩札も三月二十五日から出石勸業所で、旗本領知の発行札は七月十九日から同様に引換え措置がとられた。

なお、五錢以下の押印札は八年三月四日から四月二日まで、豊岡の引換所で新硬貨と引換え、期限後は通用停止となった。

豊岡県下に当時流通していた西京・大阪・神戸・大津・敦賀各為替会社発行の金券も相当量に達し、大蔵省は大阪・西京兩為替会社に職員を派遣して引換えを命じたので、同六年九月四日から三〇日限りで豊岡で引換えを行なったが、四年三月二十二日から六年八月十八日までの引換済分だけでも五〇〇文・二〇〇文・一〇〇

文・五〇文の四種で三万〇六一四枚、六六九七貫七〇〇文もあった（『日本金融史資料』）。

旧幕時代からの通用金銀銭貨は、明治七年新貨相当額・錢一〇貫文⇨金一円で交換されることとなったが、養父・二方・気多各郡では相場の変動が甚しく、金一円に対し九貫文ないし一四・五貫文で取引されたため、豊岡県は公定額外取引の禁止を布達している。

また新政府発行の太政官札・民部省札も八年五月十八日から三十一日まで、豊岡の豊岡県為替方広岡久右衛門店で引換えられ、同月三十一日限りで通用停止となった。

旧藩士 幕末期の藩財政窮乏で、豊岡藩では職務を有する藩士は一〇分の二、職務を有しない者は一〇分の三の禄米借上げが永年続いた上、版籍奉還後も禄制改革による禄米削減が行なわれ、窮乏の極にあつた藩士たちは、明治四年に華士族の職業の自由が許されると、なりふり構わず生業を求めた。

例えば塚本成藏・富二郎の兄弟は牛馬飼育によって貸馬を内職にしようとし、国富寅五郎は炭材木・小間物仲買を、千葉藤一郎は傘屋を、和田節は酒・小間物・米・骨柳・糸商売を、それぞれ営業したいとの伺いを、藩士卒頭頭の猪子清に提出している。

しかし、なかには岡柳城真吾のように、明治元年の上京警備のときの出費がもとで借財に追われる身となつて出奔するなど、その多くは惨めな状態に陥っている。

明治四年十一月の改置豊岡県の設置によって、旧県の大参事他の官員のうち、才能のある者は七等出仕、その他は一応判任官出仕とした上、試験によって等級を取りきめ登用することとした。しかし、多人数のため廃県の官員に据置かれたものの、やがて減員されて、豊岡県支局の廃止によって、その多くは失職した模様であ

る。

いま、四年から九年にかけて在職した豊岡県官員一三四名の履歴を『兵庫県史料』で検討すると、族称では華族一・士族一二・平民十一と士族が圧倒的多数を占めるが、このうち豊岡県を本籍とする士族は四名・同県平民は三名で、豊岡県士族は三三割を占める。この中で旧豊岡藩出身者は最下位の十五等出仕に舟木克己・尾藤多の二名を見るだけで、うち舟木は八年十一月十一日に豊岡県出身者十二名とともに免官になっている。

舟木は早くから帰農を決意していたもののように、四年八月に戸牧村に田一畝十五歩と山林を買求め、五年五月にも田畑・住宅購入のため十三両掛十四人講を組み、豊岡町民の鳥井山三郎らに加入を依頼している。

後述するように四年十二月、政府は士族の生業資金として希望者には家禄奉還と引換えに、世襲の家禄には六ヶ年分、一代限りの家禄には四ヶ年分の家禄に当たる金額を、現金と八分利付公債半々で交付することとしたので以降、諸藩では奉還出願が続出した。豊岡藩の場合、その実情は必ずしも明らかではない。

窮迫した士族が手離した公債は、商才に長けた人物に買い集められて近代産業の資本と化したことは周知の通りで、豊岡藩士族の場合も例外ではなかったと思われる。